

刈谷田川土地改良区利水調整規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 この規程については、土地改良事業計画の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第 3 条 この土地改良区は、水利使用規則で定める範囲内において、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作者等への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第 4 条 耕作者等は、水利使用規則に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第 2 章 配 水 計 画

(配水計画)

第 5 条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、3月末日までに配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 水利使用規則ごとの最大取水量及び取水期間

二 その他必要な事項

(意見聴取)

第 6 条 理事会は、配水計画の作成に当たり、2月末日までに、耕作者等から聴き取り等を行い、翌年度の用水期間等についての意向を把握するものとする。

(協議)

第 7 条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

(周 知)

第 8 条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、その他の方法により組合員に周知するものとする。

第 3 章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第 9 条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

(問合せ先)

第 10 条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局とする。

附 則 (令和元年10月16日の総代会で議決)

1 この規程は、議決の日から施行する。